

# 議案説明書

行政経営部 危機管理課

提出議会：令和5年第1回定例会

## 1 案件名

議案第29号 佐野市犯罪被害者等支援条例の制定について

## 2 概要

犯罪被害者等の支援に関する市の基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、当該支援の基本となる事項を定める。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

### (1) 理由

犯罪被害者等基本法第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、全国の自治体で犯罪被害者等支援に関する条例の制定が行われている。また、令和5年4月には、県内全市町にて条例が施行される予定である。

### (2) 趣旨

犯罪被害者等は、直接的な犯罪被害に加え、被害後の精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等様々な問題に苦しんでいる。こうした被害の軽減及び回復を図っていく。

### (3) 目的

犯罪被害者等が、再び社会の一員として平穏な生活を営めるよう支援を行うことで、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

### (4) 主たる内容

「犯罪被害者等基本法」の趣旨を踏まえた基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定める。また、犯罪被害により亡くなられた方の遺族又は重傷病（療養期間が1か月以上）を負った被害者に対し、見舞金の支給を行う旨の規定を定める。

## 4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日